

## オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、後継団体のアレフ、ひかりの輪、山田らの集団が観察処分を受けている。現在も、これらの団体は活動を継続しており、社会的な不安は残ったままである。

金沢市内においては、山田らの集団の施設が1か所存在しており、現在も活発に活動を続けている。地域住民は大きな不安と恐怖を感じており、金沢オウム真理教対策協議会として山田らの集団の解散、撤退を求めて、一致団結して反対運動に取り組んでいる。また、地域住民や自治体の力には限界があるため、オウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、オウム真理教問題の早期解決に向けた抜本的な対策をこれまでも国に対して要望してきた。

このような中、令和3年1月には、オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えようとしている。万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、地域住民をはじめとする市民の不安と恐怖はますます高まることが懸念される。

よって、国におかれては、オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間を更新するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税や地方交付税など、一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療、介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応のほか、長期化する感染症への対策も迫られており、これにより地方財政は巨額の財源不足が生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源を確保するため、下記の事項に取り組むよう強く求める。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税や地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能を適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理・合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性や緊急性を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものだったが、本来、国庫補助金などにより補填すべきものであるため、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

## G I G Aスクール構想の実現に係る国庫補助の充実等を求める意見書

令和元年12月、政府は、全学年の児童・生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を整備するG I G Aスクール構想の実現を目指すとともに、事業を実施する地方公共団体に対して、継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする閣議決定を行った。

しかしながら、教育のI C T環境を整備し、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む学びに寄与する本構想の重要性は認められるものの、多数の児童・生徒及び学校施設を抱える本市においては、校内通信ネットワークや児童・生徒1人1台端末等の将来にわたる保守管理や機器の更新等により財政に大きな負担を与えかねない。

よって、国におかれては、Society5.0時代を生きる子どもたちのより良い教育環境の実現に向けて、G I G Aスクール構想の実現に係る国庫補助の充実等を図るため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 校内通信ネットワークの整備については、単年度としている補助事業期間の延長や申請手続の簡略化を行うこと。また、短期間での整備に要する委託等の手法や校外通信ネットワーク整備等の費用についても、事業の実施に必要不可欠な経費であるため、これらを国庫補助の対象とすること。
- 2 児童・生徒1人1台端末の整備については、端末の初期設定に係る経費をはじめ、ソフトウェア、周辺機器及び指導者用端末の保守管理や機器の更新等の費用についても、事業の実施に必要不可欠な経費であるため、これらを国庫補助の対象とすること。
- 3 I C T支援員の増員等、日常的にI C Tを活用できる体制づくりの推進や地域の特色ある取組に対しても、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- 4 通信費用の低廉化やネットワーク整備の早期完了に向けて、I C T関連事業者や電気通信事業者等と十分な調整を行うこと。
- 5 G I G Aスクール構想については、特に義務教育段階において新たに全国一律に実施される施策であり、国の責任で行われるべきであることから、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含め、全額国庫負担で措置すること。  
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

## 学校の新しい生活様式に対応した少人数学級の実現を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の影響により5月まで休校措置が取られた後、学校再開時には分散登校が実施され、学校現場ではほんのつかの間ではあるが、少人数学級で対応した。学校は子どもたちにとって安全・安心な場所であることが求められているが、その後も感染がなかなか収束しない中で、感染対策を講じてはいるものの、現在は一クラスに30人以上の児童・生徒が入っている状態となっている。

コロナ禍における学校の新しい生活様式に対応するためには、学級定員を40人（小学1年生は35人）とする義務教育標準法を改正し、30人以下にする必要があるとの声がある。少人数学級での授業は、感染拡大を防ぐとともに、一人一人の子どもに寄り添うきめ細やかな学びの保障と教職員の長時間労働是正にもつながる。

国は、2020年度第2次補正予算で学習指導員やスクール・サポート・スタッフ計8万1,800人の臨時職員を追加するとともに、小学校と中学校の最終学年で少人数学級を編成できるよう、正規教員を3,100人加配する措置を盛り込んだ。一方で、自治体によっては独自財源による定数措置が行われている中で、自治体の財政状況等にかかわらず、どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるためには、国の施策として、定数改善に向けたさらなる財源保障を行うことが必要である。

よって、国におかれては、学校の新しい生活様式に対応した少人数学級の実現のため、教職員定数改善計画の策定・実施及び教育予算の拡充を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

## PCR検査等の体制拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだ収束の兆しが見られない。石川県内では、開業医による新型コロナウイルス感染症の行政検査や保険適用検査がスタートし、医師が必要と判断すればPCR検査等を受けられる体制が整いつつある。一方で、全国的には、無症状者による市中感染が拡大しているとの見方がある中で、PCR検査等を拡充することで、無症状者も含めた陽性を把握し、医療対応するなどの感染拡大防止措置を講じることができ、これにより初めて社会経済活動と両立できるようになる。

国の新型コロナウイルス感染症対策の新たな政策パッケージでは、流行地域では医療従事者・介護従事者や入院・入所者全員に一斉かつ定期的な検査を実施するとしている。こうした体制が全国的に確立することが待たれるところである。

日本医師会の緊急提言では、保険適用による検査取扱いの明確化や検体輸送体制の整備、検査機器の配備、臨床検査技師の適切な配置、公的検査機関等の増設、受検者への対応体制の整備などを喫緊の課題としている。

よって、国におかれては、PCR検査等の体制のさらなる拡充のため、財源を確保した上で、実効性のある対策を講じるよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

## コロナ禍における障害者雇用の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症による景気悪化が全国すべての地域に波及し、様々な業種において企業の経営が悪化している。令和2年2月から6月までの間には、計1,104人の障害者が解雇され、前年同期と比べると152人、16%増加した（令和2年厚生労働省調査依拠）。一方、国では令和2年8月の労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者雇用率の0.1%引き上げを2カ月遅らせ、令和3年3月からとすることを了承している。ただでさえ障害者の法定雇用率を達成している官公庁や企業が全体の半数にも満たない中、障害者の雇用状況の改善がなかなか進んでいない。

このような中、離職を余儀なくされた障害者に対しては、一人一人の能力や適性を発揮できるよう早期再就職に向けた支援を集中的に行うことが喫緊の課題となっている。また、テレワークの進展など新しい生活様式の導入により、これまで障害者が担ってきた業務が減少している企業に対しては、障害者が活躍できる職務の選定及び創出や配置転換等に関する専門的な支援を行うなど、企業と障害者のきめ細やかなマッチングが必要である。

よって、国におかれては、コロナ禍における障害者雇用の改善に取り組むよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

## 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各国各地で甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に対して事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、その重要性を一層増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

令和元年の東日本台風により甚大な被害が全国各地で発生したことを受け、本市においてもより一層の災害対策を図るため、令和元年度末に金沢市国土強靱化地域計画を策定し、人命の保護が最大限に図られ、本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されることに加え、市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化し、迅速な復旧復興を行うことを基本目標に掲げ、取組を進めているところだが、そのために必要となる予算を安定的かつ継続的に確保することが不可欠である。

よって、国におかれては、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充に向け、下記の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 令和2年度末が期限の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額を確保すること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、十分に配慮すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人